

香川県薬事審議会条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年6月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第43号

香川県薬事審議会条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

香川県薬事審議会条例等の一部を改正する条例（令和3年香川県条例第6号）附則ただし書に規定する第2条中第1の表の改正部分の施行期日は令和3年7月1日とし、同条中第3の表の改正部分の施行期日は同年8月1日とする。